

<新旧対照表> 「りそなパソコンサービス（アンサーSPC（VALUX）」利用規定

現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
<p>りそなパソコンサービス(アンサーSPC・アンサーSPC (VALUX))規定 (2020年4月改定)</p> <p>1. りそなパソコンサービス(アンサーSPC・アンサーSPC (VALUX))の取扱 (1) りそなパソコンサービス(アンサーSPC・アンサーSPC (VALUX)) (以下「本サービス」といいます。)は、株式会社埼玉りそな銀行(以下「当社」といいます。)が定めた本サービスに関する規定(以下「本規定」といいます。)を承諾のうえ申込みされた申込者(以下「依頼人」といいます。)が、その占有管理するパソコンによって次の各号のサービスを依頼する場合に利用できるものとします。また、当社以外の金融機関あての資金集中取引のために利用する場合、および(株)NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX」の契約を締結し本サービスを利用する場合も含まれます。 ①振込・振替サービス ②照会サービス</p> <p>2. 振込・振替サービス (2) 本人確認 ①サービス利用にあたって、当社が受信した加入者番号、暗証番号、または発信元の電話番号による本人確認方法を選択された場合、発信元の電話番号 (「VALUX」の場合は(株)NTTデータから認証済情報として通知されたVALUXの接続ID(以下、「接続ID」といいます。))が、当社があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号(都度指定振込の場合は確認暗証番号を含みます。))および発信者との電話番号 (「VALUX」の場合は「接続ID」と一致した場合には、当社は送信者を依頼人とみなします。</p> <p>5. 免責事項 (1)当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能になった場合、そのために 生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、当社が振込、振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。</p> <p>(2)本サービスの取扱に際し、上記第 2 条(3)または第 3 条(4)に定める方法にもとづき、送信者を依頼人と確認して取扱いましたうえは、当社の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。</p> <p>9. 規定の変更 (1) 当社は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は、当社のホームページに改定後の「利用規定」を掲示します。 (2) 当社は、前項の掲示で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなします。 (3) 契約者は、第 1 項の利用規定の変更同意されない場合、この契約を解約することができません。この場合の手続は、第 10 条の規定を準用するものとします。</p>	<p>りそなパソコンサービス(アンサーSPC (VALUX))規定 (2024年2月改定)</p> <p>1. りそなパソコンサービス(アンサーSPC (VALUX))の取扱 (1) りそなパソコンサービス(アンサーSPC (VALUX)) (以下「本サービス」といいます。)は、株式会社埼玉りそな銀行(以下「当社」といいます。)が定めた本サービスに関する規定(以下「本規定」といいます。)を承諾のうえ申込みされた申込者(以下「依頼人」といいます。)が、その占有管理するパソコンによって次の各号のサービスを依頼する場合に利用できるものとします。また、当社以外の金融機関あての資金集中取引のために利用する場合、および(株)NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX」の契約を締結し本サービスを利用する場合も含まれます。 ①振込・振替サービス ②照会サービス</p> <p>2. 振込・振替サービス (2) 本人確認 ①サービス利用にあたって、当社が受信した加入者番号、暗証番号、または発信元の(株)NTTデータから認証済情報として通知されたVALUXの接続ID(以下、「接続ID」といいます。))による本人確認方法を選択された場合、接続IDが、当社があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号(都度指定振込の場合は確認暗証番号を含みます。))および発信者との接続IDと一致した場合には、当社は送信者を依頼人とみなします。</p> <p>5. 免責事項 (1)当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害により取扱が遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、当社が振込、振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。</p> <p>(2)本サービスの取扱に際し、上記第 2 条(2)または第 3 条(3)に定める方法にもとづき、送信者を依頼人と確認して取扱いましたうえは、当社の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。</p> <p>9. 規定の変更 (1) 当社は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は、当社のホームページに改定後の「本規定」を掲示します。 (2) 当社は、前項の掲示で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の本規定の内容について異議なく承諾されたものとみなします。 (3) 契約者は、第 1 項の本規定の変更同意されない場合、この契約を解約することができません。この場合の手続は、第 10 条の規定を準用するものとします。</p>	<p>アンサーSPC サービス終了に伴う変更</p> <p>アンサーSPC サービス終了に伴う変更</p> <p>アンサーSPC サービス終了に伴う変更</p> <p>ISDN 回線終了に伴う変更</p> <p>誤字修正</p> <p>記載の統一化</p>

改定実施日：2024年2月1日